

令和2年度第1回 長野市農業振興審議会 議事録（概要）

開催日時 令和2年7月22日（水）午前10時から正午まで

開催場所 長野市役所第二庁舎 10階会議室 203

出席者 委員9名、傍聴者6名、報道関係者1社、事務局（市職員）12名

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 委員の委嘱

4 自己紹介

5 会長、副会長の選出

6 会長、副会長あいさつ

7 議事

（1）長野市農業振興アクションプランの実施状況について

（2）農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

（3）その他

8 閉会

議事（概要）

議題（1）長野市農業振興アクションプランの実施状況について（資料1）

資料1-1及び資料1-2に基づき事務局から説明

【質疑】

- ・ 認定農業者について
- ・ 新規就農について

（委員）私は、認定農業者の認定を受けたものの更新をしていない。子が親の農地を継ぐ場合、親元就農者支援事業の支援を受けるには、まず、親が、認定農業者の資格を取得することが必要なのか。

（事務局）まずは、現に農業を営む親が、認定農業者として5年後の農業所得500万円を目指していただくことが前提となる。それが軌道に乗ったところで、親元で子の就農を促すことが自然な流れだと考える。認定農業者の認定期間は5年間で、更新していなくとも、再度、営農計画を作っていただき、再認定は可能である。

（委員）認定農業者の認定を子へ継承できるのか。

（事務局）認定自体は、子への継承はできない。

（委員）私は、認定農業者であり、家族経営協定を締結している。農協の理事の半数

は、認定農業者でなければならないと聞いた。そのため認定農業者の数が増加したように見え、農協の理事になるための認定農業者制度に映る。私自身は、農業経営を改善していきたいと思い認定農業者になった。5年経過して更新したが、制度の趣旨を履き違えている人を見受けられる。実情として、将来の農業を考えた上での認定農業者制度なのか疑問に感じる。

また、認定農業者が増えたことで、市の農業機械の補助金を要望しても、補助対象者になるのは数年後である。農業を頑張りたい人が、この補助金を使えるように支援してほしい。

さらに、年間 2,000 時間の労働で所得 500 万円を得るためには、よほど良い経営をしないと達成できないと思う。年間 2,000 時間の労働で所得 500 万以上を目指すなら、スマート農業や省力化を進める必要がある。

(事務局) 認定農業者制度は農協の理事と関連している制度でなく、農協が独自に設定したものと推察する。

市の農業機械化補助金については、認定農業者数の増加よりも、むしろ市の予算確保が追いついていない状況がある。予算確保に努めているものの、市全体の財政事情があるので、確保できる予算内で、できるだけ多くの認定農業者等を支援していきたい。また、これまで新品の農業機械のみを対象としてきたが、昨年度から中古機械も対象とした。

年間労働時間 2,000 時間と所得 500 万円の目標については、他産業並みの労働時間と所得を目指すために目標値として設定している。農業は、作業が多く労働時間が長いことは理解しているが、目標の数値としてご理解いただきたい。

(委員) 認定農業者は、国が進めている制度であるが、認定農業者の質を高めることが必要だと思う

- ・新規就農者について

(委員) 数年前、新規就農の補助金を受けて農業機械を購入したものの、儲からないから離農したという話を聞いた。5年間も補助金を支払うわけだから、場合によっては返還させることが必要だと思う。今では、制度が変わり補助終了後5年間は、農業を継続することになったと聞くが、詳しい内容を聞きたい。

(事務局) 国の農業次世代人材投資資金制度は、かつて青年就農給付金と呼ばれていた制度であり、当初は、農業を辞めても返還規定がなかったものの、近年の改正で、返還が必要となる旨の規定がある。

また、就農後も、営農計画や見込みを農業普及センターと市が相談に乗り、必要に応じて計画の改善をするなど農業を継続できるようフォローアップを行っている。

(委員) 令和2年3月に県農業大学校を卒業し、4月から新たに就農する県外出身者を支援するに当たり、農家資格を得るために耕作地の下限面積を満たす必要があり、農地を探すのに苦労した。

その人は、ハウス栽培で営農するつもりであった。ハウス栽培ならば、その地区の下限面積を満たさなくとも、農家として成り立つだけの売り上げを達成できるので、露地栽培と施設栽培を分けて下限面積を設けることはできないのか。

また、農地に加え、住宅を探すのも難しかった。住宅と農地をセットで提供できれば良いと感じた。

(事務局) 農家創設に当たり、各地区によって下限面積が異なる。農業委員会で下限面積を決めているので、農業委員会での審議が必要となる。

住宅と農地の一体とした情報提供について、人口増推進課の空き家バンク制度と連携して情報交換をしながら話をつないでいきたい。

- ・農作業支援について

(委員) 農作業支援について、市議会だよりも、市農業公社の農作業お手伝いさん不足への対応として、SNSで発信していくとの回答が記載されていたので、ぜひ、取り組みを進めてほしい。

(事務局) 既存の広報媒体に加え、SNS等も利用すると回答している。現状は、実施に向け検討している段階にある。

- ・アクションプランの指標について

(委員) アクションプランの指標について、昨年の果樹農業生産額は台風被害の影響と説明があったが、全体的に見ても右肩下がりとなっている。

(事務局) 指標のうち、単年度の果樹生産額以外は、各年の累積値となっている。農産物は、台風や干ばつなど自然環境の影響などで、年度によって生産額が大きく変わる。ぶどうについては、巨峰から転換したシャインマスカットの作付けが増えており、生産額が増えるのではないかと期待している

- ・農業共済の加入について

(委員) 異常気象によるリスク回避のために果樹共済への加入が必要だと思うが、加入率が低い。また、収入保険は、農家にとって有効な制度だが、まだ加入が少ないと聞く。

(委員) 収入保険は、良い制度だが、青色申告をすることが加入のネックになっていると感じる。説明会に参加したが、それだけでは白色から青色に申告方法を変更する

ことはできない。

(事務局) 昨年末時点で、市内で 50 余件が収入保険に加入したと聞く。青色申告が難しいという要因のほか、制度開始の一年目で様子見をしていた農業者がいたとも聞く。また、収入保険の制度を若干見直し、より加入しやすくしたとも聞く。全国的な制度であるので、青色申告についての意見は、農業共済に伝えたい。

- ・環境にやさしい農業の推進について
- ・農業生産工程管理について

(委員) エコファーマー、県の環境にやさしい農産物の認証を取得している。エコファーマー数が大きく減少しているのは、環境保全型農業直払の補助金交付基準からエコファーマーの規定がなくなったことが理由ではないかと思う。

I P M (総合的病害虫管理) だけにこだわらず、様々な技術によって農薬や化学肥料を減らして生産すると収量が落ちることはなく、経費も掛からない。また、販売価格に反映でき、高く売れるので誤解があると思う。農業も環境への配慮が必要である。エコファーマーとして、差別化できメリットがある。市としても、環境に配慮した農業に力を入れてほしい。

J G A P 認証を 2 年前に取得した。認証取得に費用が掛かるので、資金面の補助がほしい。「長野市の農業はすごい」と言われるように、J G A P を取得する農業者を増やす取り組みをしてほしい。

(事務局) アクションプラン No. 27 の評価欄の記載は、収量が落ちたり、草取りが大変だったりという策定時のイメージが反映されているように思う。関川委員の指摘を踏まえ、表現を見直したい。

G A P 認証については、国庫補助がある。一方、有機 J A S 認証について、市の補助制度を創設した。今後、P R して有機栽培を行う農家に利用していただきたいと考えている。

- ・果樹振興 (ぶどう) について

(委員) 退職後に農業を始め、昨年一年間、ぶどう栽培を教わり、今は独学で栽培している。実際に作業すると分からないことだらけで、通常は農協の部会に入って指導員に相談するところだが、住まいと離れた地区に農地があるため、どのようにしたら農協の手助けをいただくことができるのか。

(委員) 農協の部会に入るのは可能だと思う。農協に相談してはいかがか。

- ・野生鳥獣被害防除対策について

(委員) 鬼無里地区は、農地を柵で囲わないと農業ができなくなっている。設置費用に

対し5割の補助があるが、昨年の台風災害の影響で補助金が少なくなったと聞く。補助率が減ったのか、予算が減ったのか、状況を聞きたい。

(事務局) 令和2年度の予算については、令和元年東日本台風による災害復旧の影響があり、市全体で厳しい予算となっている。全体の予算が減った状況であるので、ご理解いただきたい。その中でも、各地区のバランスを考慮して配分したが、再度、本年度の実施状況を調査し、必要な地区に振り分けたいと考えている。

・地産地消の推進について

(委員) 毎年、地産地消ながの情報交換会に参加し、レストランやバイヤーなどと商談ができ、有効に活用させてもらっている。

また、市農業公社の「ながのいのち」商品の認定を受けたいと考えているが、エコファーマーや環境にやさしい農産物の認証は、書類審査である一方で、「ながのいのち」商品の認定には、プレゼンテーションが必要であることが農家にとって負担である。書類審査のみに簡略化できないのか。

(事務局) 「ながのいのち」商品の認定は、平成29年度から始まり、平成29年度に11品、平成30年度に18品、令和元年度に5品と、少しずつ増えており、今後も増やしていきたいと考えている。

認定審査については、生産者にPRをしてもらっており、パワーポイントなど難しいものでなく、簡単なもので構わないので、書類作成にご理解をいただきたい。

議題(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

(資料2)

資料2-1から資料2-4に基づき事務局から説明

【質疑】

なし